

大分大学医学部附属病院虐待対応委員会細則

平成30年12月26日制定

平成30年医学部附属病院細則第4-5号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づき、院内におけるドメスティックバイオレンス及び虐待被害（児童に対するものは除く。以下「虐待等」という。）の疑いのある患者に対する迅速かつ適切な対応を行うために設置する、大分大学医学部附属病院虐待対応委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項及び対策)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な対策を講ずるものとする。

- (1) 虐待等の疑いのある患者への対応に関すること。
- (2) 院外関係機関への連絡及び連携に関すること。
- (3) 虐待等に係る対応マニュアルに関すること。
- (4) その他虐待等への対応に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総合患者支援センター長
- (2) 医療安全管理部副部長
- (3) 精神科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、産科婦人科及び高度救命救急センターの医師 各1人
- (4) 副看護部長 1人
- (5) 医学・病院事務部総務課長
- (6) 医学・病院事務部医事課長
- (7) 医療ソーシャルワーカー 1人
- (8) 臨床心理士 1人
- (9) その他病院長が必要と認める者

2 前項第3号、第4号及び第7号から第9号までの委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第7号から第9号までの委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員が、事故等やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(支援チーム)

第9条 委員会に、虐待等に専門的かつ迅速に対応するため、支援チームを置く。

- 2 支援チームに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第1項第3号、第4号及び第7号から第9号の

委員の任期は，第 4 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 3 3 年 3 月 3 1 日までとする。